

案

小牧市告示第 号

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成19年小牧市条例第21号）に基づき、小牧市の平成29年度における一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

平成29年4月1日

小牧市長 山下史守朗

平成29年度小牧市一般廃棄物処理実施計画

- 1 区域 市全域
- 2 計画期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日
- 3 対象とする廃棄物
市内で発生する一般廃棄物
(1) 家庭系ごみ・資源（市の実施機関による行政活動に伴って生じた廃プラスチック類及び金属くずを含む。）
(2) 事業系ごみ（剪定枝等及び食品残渣を含む。）
(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

4 収集・運搬の主体

(1) 家庭系ごみ・資源

【ごみ】

分別区分	主体
燃やすごみ・粗大ごみ	市（委託）
破碎ごみ	市（直営）

【資源】

分別区分	主体
プラスチック製容器包装、空き缶、ペットボトル、金属類、危険ごみ、古紙・古布、家庭系パソコン・携帯電話、剪定枝	市（委託）
空きびん	市（直営）
蛍光管類、廃食用油	市（直営・委託）

(2) 事業系ごみ

分別区分	主体
燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみ、資源（剪定枝等、食品残渣）	許可業者

(3) し尿及びし尿浄化槽汚泥

分別区分	主体
し尿・し尿浄化槽汚泥	許可業者

5 分別収集種類、回数及び収集方法

(1) 家庭系ごみ・資源

分別区分		収集方法	収集回数	
燃やすごみ		① 燃やすごみ用・破砕ごみ用収集袋（白袋・赤袋）によるステーション回収	① 週2回 ② 随時	
破砕ごみ※ ₁		② 小牧岩倉エコルセンターでの有料拠点回収（200円/10kg）	① 月2回 ② 随時	
粗大ごみ※ ₁		① 電話申込による有料戸別収集※ ₂ （1点につき1,030円） ② 小牧岩倉エコルセンターでの有料拠点回収（200円/10kg）	随時	
資源	プラスチック製容器包装※ ₁	① 資源用収集袋（緑袋）によるステーション回収 ② 各資源回収ステーションでの拠点回収	① 週1回 ② 随時	
	空きびん		① 月2回 ② 随時	
	空き缶			
	ペットボトル			
	金属類※ ₁			
	危険ごみ※ ₃	① 透明袋によるステーション回収 ② 各資源回収ステーションでの拠点回収		
	古紙	新聞		① 品目ごとにまとめ十文字に縛りステーション回収 ② 各資源回収ステーションでの拠点回収
		雑誌		
		段ボール		
		飲料用紙パック		
	雑がみ	① 資源用収集袋（緑袋）によるステーション回収 ② 各資源回収ステーションでの拠点回収	① 月1回 ② 随時	
	古布類			
	蛍光管類			
	廃食用油	市内10箇所での拠点回収	随時	
家庭系パソコン 携帯電話	① 各資源回収ステーションでの拠点回収 ② 認定事業者による宅配回収	随時		
剪定枝	第2資源回収ステーションでの拠点回収	土・日		
排出困難な独居高齢者等の資源・ごみ		申請に基づく戸別収集（こまやか収集）	週1回	

し市 ない収 も集 の	一時多量ごみ	引越しごみ等、一度に多量に発生するごみはごみ集積場を圧迫し、他の市民の排出を阻害するため、ごみ集積場に排出せず、以下の通り処理を行う ① 小牧岩倉エコルセンターでの有料拠点回収 (200円/10kg) ② 許可業者による収集	随時
で市 できない 処理 もの	排出禁止物	農薬等の化学薬品、プロパンガス等のガスボンベ類、消火器、バッテリー、オイル・塗料等の石油類、冷蔵庫等の家電リサイクル法対象機器、オートバイ・農業用機械器具・ピアノ等の重量物、タイヤ等の処理困難物及び特別管理一般廃棄物等の小牧岩倉エコルセンターで適正処理が行えないものは販売店又は専門処理業者へ依頼	随時

※₁ 市の実施機関による行政活動に伴って生じたものを含む。

※₂ スプリングマットレス、オイルヒーターは有料戸別収集のみ。

※₃ カセット式ガスボンベやスプレー缶等は原則、中身を使い切り、穴を開けて「危険ごみ」として排出を行うが、諸事情で中身を使い切ることができない場合や穴開けができない場合は、小牧市役所、各資源回収ステーションで回収を行う。

(2) 事業系ごみ

分別区分	収集方法	収集回数
燃やすごみ	① 許可業者による収集	随時
破碎ごみ	② 排出者の持ち込みによる小牧岩倉エコルセンターでの有料拠点回収	
粗大ごみ	(200円/10kg)	
資源 (剪定枝等、食品残渣)	許可業者による収集	

(3) し尿及びし尿浄化槽汚泥

分別区分	収集方法	収集回数
し尿	許可業者による収集	随時
し尿浄化槽汚泥		

6 処理の方法

(1) 家庭系ごみ・資源

分別区分		処理施設	処理方法
燃やすごみ		小牧岩倉 エコルセンター	熔融処理（スラグ、メタル回収）
破砕ごみ			破砕後、熔融処理又は再生事業者 者に引渡し（鉄・アルミ）
粗大ごみ			
資源	プラスチック製容器包装	中間処理業者	選別、圧縮梱包後、再生事業者 に引渡し
	空きびん	リサイクルプラザ	
	空き缶		
	ペットボトル		
	金属類	再生事業者 者に引渡し	
	危険ごみ		
	古紙・古布類		
	蛍光管類	リサイクルプラザ	選別、破砕後、再生事業者 者に引渡し
	廃食用油	再生事業者 者に引渡し	
	剪定枝		
	家庭系パソコン 携帯電話	認定事業者 者に引渡し	

(2) 事業系ごみ

分別区分		処理施設	処理方法
燃やすごみ		小牧岩倉 エコルセンター	熔融処理（スラグ、メタル回収）
破砕ごみ			破砕後、熔融処理又は再生事業者 者へ引渡し（鉄・アルミ）
粗大ごみ			
資源 (剪定枝等・食品残渣)		排出者による再生事業者 者に引渡し	

(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

分別区分		処理施設	処理方法
し尿		小牧市 クリーンセンター	脱水汚泥は場外搬出し焼却処分 分離液は下水道へ放流
し尿浄化槽汚泥			

7 排出見込み量

(1) 家庭系ごみ・資源

分別区分	見込み量 (t)
燃やすごみ	21,171
破碎ごみ	2,484
粗大ごみ	143
資源	7,680
合計	31,426

(2) 事業系ごみ

分別区分	見込み量 (t)
事業系ごみ	11,783
資源 (剪定枝類・食品残渣)	3,400
合計	15,183

(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

分別区分	排出見込み (kl)
し尿	3,285
し尿浄化槽汚泥	19,382
合計	22,667

8 一般廃棄物の減量化、資源化のための方策に関する事項

方針1 市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発

取組1-(1) 各種媒体を通じた市民・事業者への積極的な情報提供

①市民・事業者への情報提供

●広報やホームページ及び各種パンフレット等の活用

資源・ごみの分別方法を掲載した「資源・ごみの分け方と出し方や、イラストなどで分かりやすくした「概要版」、具体的な品目から分別を確認できる「分別早見表」を作成し、配布する。

転入者に対し指定ごみ袋（3種類、各2枚）を配布すると共に外国人に対しては、外国語版（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語）概要版・早見表等により個別に排出方法を周知する。

●新たな媒体の活用

ごみ排出量、ごみ処理費用等をホームページ上で公表する。

ごみ収集日を知らせるアラームや緊急時のごみ収集の周知、ごみ分別検索などの機能を組み込んだスマートフォン向けアプリケーション「ごみの日ナビ」を配信する。また、新たに外国語版（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語）を配信する。

取組1-(2) 市民・事業者の意識啓発

①市民の意識啓発

●排出指導の徹底

各行政区から環境保全推進員を委嘱し、各地元区のごみ集積場の排出指導を行う。

廃棄物適正処理指導員を配置し、ごみ集積場の巡回や不適正排出指導、資源持ち去り行為者への指導を行う。

各区、ごみ集積場の管理責任者からの申請に応じてごみ集積場監視カメラの貸出・設置等を行う。

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成19年小牧市条例第21号）に基づき、共同住宅の所有者等に対して指導を強化する。

●優良団体等への感謝状の贈呈

- 自主回収場所の利用促進

事業者が自主的に行う古紙回収用コンテナ設置場所について、ホームページやパンフレット等で周知を行う。

市内スーパーマーケット等店舗の空きスペースに古紙回収用コンテナが設置できるよう、古紙回収業者と店舗との仲介を行う。

- エコハートショップ認定制度の推進

- リサイクルプラザ（エコハウス・小牧）での啓発活動

②事業者の意識啓発

- 販売・生産事業者への指導

- 排出事業者への排出指導

小牧岩倉エコルセンターへ持ち込まれる事業系ごみの展開調査を行い、その調査結果に基づき排出者へ指導を行う。

- 不用品回収業者への指導

不適正に回収・処理を行っている回収業者に対して指導を行うとともに、市民に対して周知を行う。

方針2 市民・事業者・行政の協働による3R推進

取組2-(1) 家庭系ごみの排出抑制及び資源化

①排出抑制

- 生ごみの堆肥化

家庭用生ごみ処理機器購入額の2分の1（上限4万円）を補助する。

- 子ども服リユース

児童館において子ども服の引き取りと無償提供を行う。

- 剪定枝粉碎機の貸出し

②資源化の推進

- 小型家電からの有用金属の回収

- 雑がみの拡大

これまでは雑がみとして排出できなかった従来の禁忌品（カーボン紙などの資源化に適さないと言われる紙）に加え、金属のついたファイルやビニール等のついた紙類といった複合物も「雑がみ」として収集し、汚れた紙を除き、複合物も含めた全ての紙製品を再資源化する。

- 剪定枝の拠点回収

公用車を使用しない土曜・日曜日限定で剪定枝運搬用の公用車の

貸出を行う。

●資源回収団体との連携

地域の子ども会等、資源回収団体が回収した古紙・古布の量に応じて奨励金（1キログラムにつき5円、逆有償の場合は1キログラムにつき2円まで加算）を交付する。

●小牧市し尿浄化槽汚泥処理施設跡地（新小木地内）に第3資源回収ステーションを整備する。

取組2-(2) 事業系ごみの排出抑制及び資源化

①排出抑制

●小牧岩倉エコルセンターへの搬入物の確認

不定期に搬入物の展開調査を行う。

●減量化等計画書を用いた排出抑制の推進

②資源化の推進

●事業系資源の市外再資源化施設への搬入促進

剪定枝等、食品残渣の資源化を促進するため、民間資源化施設へ誘導する。

●再資源化施設の誘致

市内に剪定枝等、食品残渣を資源化する民間資源化施設を誘致する。

方針3 柔軟なごみ収集の推進と適正なごみの処理

取組3-(1) ごみ収集におけるサービスの向上

①収集体制の見直し

●一部の地域でごみの収集時間が午後になることが常態化しており、鳥獣被害の一因となっていることから、燃やすごみの収集体制を見直し、すべての地区を午前中に収集し、区や周辺住民の負担を軽減する。

②市民負担の軽減

●高齢化などへの対応

独居高齢者等を対象とした「こまやか収集」を実施する。

●小牧岩倉エコルセンター施設の処理能力に応じた、市民の利便性が高い分別の見直しを検討する。

取組3-(2) ごみ処理施設及び最終処分場の適正な維持管理の継続

①適正な運転管理

- 適正な運転管理の推進
 - 計画的な補修整備
 - 大気汚染物質の測定・公表
- ② 資源化の推進
- 発電などの余熱利用によるエネルギーの有効活用
 - 小牧岩倉エコルセンターから発生する中間処理残渣の再資源化
- ③ 最終処分場の維持
- 最終処分場の維持管理
 - 埋立量の削減

9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

① 一般廃棄物収集運搬業の取扱い

既存の市許可業者の収集運搬能力は、本市の一般廃棄物処理計画に定める事業系ごみの排出量を十分満たしていることから、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は出さない。ただし、小牧岩倉衛生組合又は資源有効利用促進法に基づく指定取引場所への積み下ろしの限定許可及び「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく代替業務としての収集運搬に必要な許可については新規許可申請を受け付ける。

② 小牧市クリーンセンター搬入許可

市内から排出されるし尿及びし尿浄化槽汚泥の搬入量が施設の処理能力（63 KL/日）の上限に達する恐れがあることから、ディスポーザ排水処理槽汚泥の受入れは行わない。